

「取扱処方せん数届書」について

1日平均取扱い処方せん数が40枚を超える薬局の開設者は、前年(1月1日から12月31日まで)の総取扱処方せん数を薬局毎にとりまとめ、薬局を管轄する保健所(支所)(仙台市内にあっては薬務課)へ、翌年の3月31日までに届出なければなりません。

取扱処方せん数届書の様式は、宮城県保健福祉部薬務課のウェブサイト(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/yakkyokutop.html>)からダウンロードできます。

$$\begin{array}{c} \text{総取扱処方せん数} \\ = \\ \text{眼科, 耳鼻咽喉科及び歯科の処方せんの総数に} 2/3 \text{ を乗じた数} \\ + \\ \text{その他の診療科の処方せん数} \end{array}$$

(参考) 届出を必要としない場合

- ① 前年において業務を行った期間が3ヶ月未満
- ② 前年における総取扱処方せん数を前年において業務を行った日数で割って得られた数が40以下である場合

○ 関係条文(抜粋)

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令
(取扱処方箋数の届出)

第二条 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年三月三十一日までに、前年における総取扱処方箋数(前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ三分の二を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。以下この条において同じ。)を薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。ただし、総取扱処方箋数が著しく少ない場合又はこれに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合にあつては、この限りでない。

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則
(取扱処方箋数の届出)

第十七条 令第二条ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 前年において業務を行った期間が三箇月未満である場合
- 二 前年における総取扱処方箋数を前年において業務を行った日数で除して得た数が四十以下である場合

2 令第二条の届出は、様式第七による届書を提出することによつて行うものとする。

取扱処方せん数届書

許可番号及び年月日	○第A○○○○○号 平成○○年○○月○○日
薬局の名称	みやぎ薬局 TEL 022-211-0000 FAX 022-211-0000
薬局の所在地	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 県庁ビル1階
前年において業務を行った期間及び日数	1月4日～12月29日 235 日
前年における総取扱処方せん数	○○○○○ 枚
備考	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 整数を記入してください (小数点以下は切り上げ) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 休日を除いた営業日数を 記入してください </div> </div>

上記により、取扱処方せん数の届出をします。

平成○○年○○月○○日

届書の提出年月日を
記入してください

住所	<small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	仙台市青葉区本町 3丁目8番1号
氏名	<small>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</small>	株式会社みやぎ 代表取締役 宮城 花子 印

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

知事名を記入してください

連絡（担当）者名 仙台 一朗 連絡先 TEL 022-211-0000

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 前年における総取扱処方せん数欄には、前年において取り扱った眼科、耳鼻いんこう科及び歯科の処方せんの数にそれぞれ三分の二を乗じた数とその他の診療科の処方せんの数との合計数を記載すること。